

公 告

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第1項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により公告する。

平成31年3月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

別に図示する次の区域

- 1 静岡市清水区入船町310番地1、310番地2、310番地3、310番地4、327番地1、327番地2、327番地3、327番地5、327番地6、327番地7、331番地2、332番地1、332番地2、332番地3、332番地5、332番地6、332番地7、332番地8、333番地、333番地2、静岡市清水区新港町7番地10、静岡市清水区港町一丁目401番地7、401番地8、401番地9、401番地10、401番地11、402番地3、403番地1、403番地4、403番地9、404番地、404番地2、404番地3、404番地4、404番地5、404番地6、405番地1、406番地1、406番地4、406番地5、406番地6、407番地1、407番地2、407番地3、410番地1、410番地17、410番地18、410番地28、410番地33、410番地35、410番地36、410番地37、410番地38

(別図)

第一種大規模小売店舗立地法特例区域

